

埼玉県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例

(傍線の部分は改正部分)

(目的)

第1条 この条例は、拡声機を使用して発せられる著しい騒音が県民の日常生活を脅かしていることにかんがみ、このような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、集会及び結社の自由、表現の自由、勤労者の団体行動をする権利その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- (2) 災害、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するためにする拡声機の使用
- (3) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の授業その他の業務を行うためにする拡声機の使用
- (5) 公共の輸送機関における旅客の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
- (6) 電気、ガス、水道又は電気通信事業に関し、緊急の広報活動のためにする拡声機の使用
- (7) 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用

(拡声機の使用による暴騒音の禁止)

第4条 何人も、拡声機を使用して、別表の上欄に掲げる拡声機の使用区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定地点において、同表の下欄に掲げる測定方法により測定したものとした場合における音量が85デシベルを超えることとなる音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

(拡声機の使用を要求し、又は依頼する者等の義務)

第5条 何人も、他の者に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき、又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

(停止命令)

第6条 警察官は、第4条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行っている者に対し当該違反行為を停止することを命ずることができる。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に継続し、又は反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することを命ずることができる。

3 前2項の規定は、2以上の者が近接した場所で拡声機を使用することによ

り複合して暴騒音が生じたとき（これらの者が共同して近接した場所で拡声機を使用している場合を除く。次条において同じ。）については、適用しない。

（勧告）

第7条 警察官は、2以上の者が近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（立入調査等）

第8条 警察官は、第6条第1項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在すると認められる場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 警察署長は、第6条第2項の規定による権限を行使するために必要な限度において、警察官に拡声機が所在すると認められる場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等をする警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第10条 第6条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項又は第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則（平成6年条例第42号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第124号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

拡声機の使用区分	権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用	権原に基づき使用する土地の区域外における拡声機の使用以外の拡声機の使用
測定地点	当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ当該拡声機から10メートル以上離れた地点	当該拡声機から10メートル以上離れた地点
測定方法	1 音量の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の規定により合格とされた騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする 2 音量の数値は、騒音計の指示値の最大値によるものとする。	